



Title	インド国民会議派と農民運動 1929-39
Author(s)	桑島, 昭
Citation	大阪外国語大学学報. 1968, 18, p. 1-18
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80294
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

インド国民会議派と農民運動 1929—39

桑 島 昭

(The Indian National Congress and Peasant Movement 1929—39)

श्री कुवाजीमा

इंडियन नेशनल काँग्रेस और किसान-आन्दोलन १९२९-३९

भारत के आधुनिक इतिहास में अखिल भारतीय किसान सभा का स्थापन(१९३६) एक महत्वपूर्ण घटना है, क्योंकि इंडियन नेशनल काँग्रेस को सच्चे साम्राज्य-विरोधी संयुक्त मोरचे का रूप देने के लिए किसानों की संगठनात्मक शक्ति आवश्यक थी।

मैं प्रस्तुत निबंध में सन् १९२९ और १९३९ के बीच में हुए वाद-विवाद का सुराग लगाकर इस बात का विश्लेषण करना चाहता हूँ कि किसान-आन्दोलन ने भारत के आधुनिक इतिहास की दिशा को निर्दिष्ट करने में कैसा काम किया है।

1 ま え が き

第一次世界大戦後、インドにおける民族闘争は農民の広汎な参加によって新たな段階を迎え、この点にガンディーの指導の歴史的意義が一般に認められている。その後、第二次非暴力抵抗運動(1930—1934)において民族闘争における農民の役割が一層強まったとき、ガンディーは会議派の指導から「引退」し、ここにおいて農民のエネルギーは全インド農民組合の成立へと結集されていった。1936年に会議派はラクナウ(4月)とファイズプル(12月)に二度の年次大会を開

いているが、その同じ会場が全インド農民組合の第一、第二回会議の場所であったことが示すように、両組織は当時不可分の関係にあった。とすれば、1930年代後半、会議派は民族闘争における農民組織の役割に何を期待し、そのなかで会議派自身をいずれの方向に向けようとしたのであろうか。1930年代の農民運動の展開過程は会議派を主流とするインド現代史の傍流としてではなく、その後のインド史のゆくえにかかわる過程として把握されるべきであろう。本稿では1930年代のインド農民運動の中心をなしたビハール州における会議派と農民組合の関係と、それにたいする中央における会議派及び農民組合の態度に焦点をしぼり、農民運動の持続的展開が反帝国主義運動の性格とインド現代史の方向をいかに規定しているかを考えてみたい。

2 世界恐慌とビハール州農民組合運動

1929年の世界恐慌に際して、イギリス本国の危機の植民地への転化はインドの農産物価格を極度に下落させ、農民の小作料負担を過重にした。当時、ロンドンに本拠をもち、イギリスの知識人などによって構成されていたインド連盟は、1932年、インドの現状を調査するため、クリシュナ・メノンを団長とする代表団をインドに送っている。その報告書に序文を寄せた連盟会長バートランド・ラッセルは「インドの農業経済の情勢は世界農業不況の一環である」と指摘し、

「インドでは農民は地主と政府の双方にたいして無力であり、我々は彼等の困窮から経済的教訓を学びとらず、農民は声をたてずに静かに餓死するものと思われている。政治的権力をもつ者だけが声をたてる権利をもつ。これが歴史の偉大な教訓の一つであり、歴史がインドの民衆に適切な観念を抱かせることを怖れて、我々は棍棒と牢獄によって歴史を教えている」⁽¹⁾

と結んでいる。イギリス支配者にたいするラッセルのこの痛烈な批判は、世界恐慌がインドにともなう意味を経済的危機の植民地への転化と民族解放運動にたいする暴力的抑圧の不可避的二側面においてみごとにとらえている。

1930年代のインド農民運動の中心となったビハールにおいて、その運動の直接的起源は1927年末の西パトナ農民組合の成立にまでさかのぼることができる。⁽²⁾その創設者スワミー・サハジャーナンド・サラスワティー⁽³⁾はパトナ地区マサオラー・パルガナーにおけるザミーンダール支配の残酷さをまのあたりに知り、組合結成を決意する。定められた日に万事投げうっても行かねばならぬ無償労働（ベーガール）、収穫物を農民が納屋に入入れるとザミーンダールがそれに牛糞をかけ、腐敗しても彼の許可なしには処分できない「チャーパー」、刈取りの結果によってではなく、刈取り前の収穫の見積り自在に小作料をきめる「ダーナーバンディー」、地主の雇用人アムラーにたいする農民の卑屈さ、小作料支払いの書類（ケースラー）を破り捨て、偽造の書類を裁判所に提出するザミーンダールの狡猾さ、収穫物の他に牛・羊ときには娘まで売ってするザミーンダールへの貢納などの事実を知り、彼は一方で強力な運動の展開によってザミーンダール・農民間の紛争が激化し、独立闘争が弱まることを恐れながらも、爆発寸前の農民の不満を第

三者の無責任な介入から守るためには農民組合の設立以外にはないと考えた。この農民組合の結成の目的はザミーンダールと農民を説得し、和解させることにあつた。この考え方は小作法改悪反対のために設立された1929年11月のビハール州農民組合にも継承されている。このビハール州農民組合にはビハールの著名な会議派指導者の殆どが名を連ねていたが、一方でまた、会議派自身農民組織である以上、農民組合を創設する理由はないとする反論も聞かれたのである。ソーンブルにおける創立会議後、州農民組合執行委員会は政治問題では会議派に反対しないことをきめ、1930年1月26日に全国的に祝われた「完全独立デー」の直前には、来るべき独立闘争に参加するべく農民組合活動のしばらくの延期すら決議して、農民組合と会議派との矛盾を憂慮する人々の疑惑を解いたのである。⁽⁴⁾このように初期のビハール州農民組合運動は、組織的にも、イデオロギーのうえでも会議派によって規定され、会議派の指導する民族闘争の枠内で活動する性格をもっていた。

ところが、世界恐慌のインドへの波及は地主・農民和解論の根底を無慈悲に打ち砕いた。ビハールにおいて、1930年10月にはじまった農産物価格の下落は12月には3分の1の価格となり、1931年12月までに米価は1929年の半分となった。⁽⁵⁾貨幣と信用の不足は小作料支払いを困難に陥れ、恐慌前の高価格のときに小作料の値上りをうけた農民、殊にこの時期に生産物地代を現金地代に転換した農民への打撃は痛切であった。恐慌前、南ビハール、殊にガヤ、パटना、シャーハーバード地区では生産物地代が広汎にわたっており、したがって支払い方法を転換した小作料の負担はこの地方で深刻な様相を帯びざるをえなかった。

1930年3月、ガンディーは塩の政府専売を貧しい農民への負担としてとらえ、有名な「塩の行進」によって第二次非暴力抵抗運動の先鞭をつけた。ビハール州でも全州的規模でこれに呼応し、この運動に参加したサハジャーナンドもまた逮捕された。世界恐慌を契機として増大する農民の不満は続々と州会議派のもとに届きつつあった。31年には、州会議派はガヤとパटना地区の農民調査をおこない、その指導者の一人、アヌグラハ・ナーラーヤン・シンハはまえにのべたマサオラー・パルガナーの調査にのぞんでのち、サハジャーナンドに会い、後者と「親交」のあるザミーンダールで、パटना地区役所の議長ラージャ・ダーリーの土地に住む農民の状態を話している。その折、サハジャーナンドは驚いて農民の不満を聞きたがらなかったとシンハは皮肉っているが、⁽⁶⁾このエピソードが事実とすれば、サハジャーナンドが未だ和解論を脱却していなかったことと無関係ではない。このような成立事情から、1932年、英印円卓会議が挫折して再び独立闘争にたいする弾圧がきびしくなり、会議派指導者の逮捕と会議派委員会の非合法化がなされると、会議派の農村活動のみならず、独立した根をもたない農民組合活動も一時停止するにいたった。

この間隙をつき、イギリス政府は会議派指導者が獄中にある機会を利用して、ザミーンダールと組んで全階級、全宗派を網羅すると自称する「統一党」を結成して、会議派に対置させ、そのうえ、ビハール地主連盟は「農民組合」まで設立し、この組合とザミーンダールとの公表されざ

る「協定」を基礎とした小作法案を州議会に提出し、農民を土地から追立てることを容易にしようとはかった。だが、33年2月、「協定」を承認する「農民組合」の会議に招かざる客として出席したサハジャーナンドはこの事実を各地の集会で暴露して、「農民組合」をつぶすことに成功した。⁽⁷⁾

しかし、恐慌後のザミーンダールの小作人にたいする小作料取立ての苛酷さはとどまるところを知らず、34年1月、北ビハールを襲った大地震に際しては、畑の砂を除き、家を建て直し、生活を維持するために農民に送られる救援資金も、アムラーが横領するか、滞納小作料の支払いに化けるだけでなく、森林から木や竹を持ちこんで家を建て直すことも禁止される有様であった。⁽⁸⁾

かって、ベンガル政府の指令で、インド文官のイギリス人、グリエルソンが『ビハール農民生活一州民の環境の多面的カタログ』の第一版を出したのはインドが世界市場に組込まれる過程の1885年、その詳細なインド語の農業用語の解説は村落行政にあづかるイギリス人官吏にとっては手引きとしての意味をもちえたかもしれない。それから約50年後、世界恐慌の波をかぶり、農産物価格が底をついた1933、34年、農民組合運動が自らの足で農村を知ろうとし、活動をはじめたことは偶然ではあるまい。同時に、そこでは行政官と農民という外からの支配の関係においてではなく、農村活動家と農民という内からの抵抗の関係において農村の未来が模索されたのである。似非（ナクリー）農民組合の結成の試みは真の（アスリー）農民組合の再生を促がした。サハジャーナンドはこの再生したビハール州農民組合の議長となり、33、34、35年に夫々110、109、120の農民集会に出席した。⁽⁹⁾小作料削減の要求は小作法反対運動の一環となり、33年9月20日には Gaya 市に6万乃至10万人と推測される未曾有の農民のデモがくりひろげられた。33年7月には州農民組合は Gaya 農民の窮乏を調査する委員会を任命し、サハジャーナンド、ヤドウナンダン・シャルマを含む四名の活動家が農村を歩き、地域的に不均等な小作料、無慈悲な小作料徴収、非合法の賦課、ザミーンダール優先の水や牛の使用などの実状を明らかにしている。この調査に農民は終始、自発的協力を惜まず、サハジャーナンドも活動家の努力があれば農民は覚醒することを教えられたとのべている。⁽¹⁰⁾農民の自発的参加が、窮極的には、農民組合指導の側でのザミーンダール・農民和解論を切崩していったといえるであろう。従って、会議派によってしばしば説かれる「会議派は全階級を包括する」、あるいは「ザミーンダールと農民との協調に基づく問題の解決」という議論の立て方は、1929年の世界恐慌後の地主・小作関係の緊迫と農民の覚醒という条件のもとで、農民の要求にたいする解答としてだされるとき、民衆にとっては歴史の発展へのブレーキとして理解されざるをえないのである。再生したビハール州農民組合は34年には従来の活動家の組織から個々の農民の加入を積極的に推進する組織へと踏切り、地区段階の常設農民組合を組織し、メンバーも35年には33,000人、36年には70,000人と増大した。組合運動の取組んだ課題としては、小作料の削減、砂糖きびの価格問題、水利税の引上げと徴収役人の腐敗にたいする反対などがあり、⁽¹¹⁾35年11月、ハージブルの第三回ビハール州農民会議は下部の討

論の積重ねを基礎にザミーンダーリ制廃止を決議している。

ビハール農民組合運動は、世界恐慌の波及するなかで高額の小作料支払いを強いられ、土地を追いつてられたか、あるいは追いつてられる危険をもつ農民の内部からの小作権にたいする自覚の過程であり、未だ法的に無権利の小作層や農業労働者層の要求を中心に据えるところまでは至っていなかったとはいえ、ザミーンダーリ支配への抵抗という点で彼等をも包摂しうる運動となっていた。勿論、農民の手足をしばり、逆さに吊るして鞭でなぐり、あるいは夏には灼熱の太陽のもとに彼等をさらし、冬は池のなかに投げ入れるなどあらゆる暴虐をほしいままにするザミーンダーリの支配に耐えてきたその農民が、いまや自己の組織を通じてザミーンダーリ制の廃止を公然と表明したことが農民の側での積極性を前提としていることは当然である。これよりさき、35年はじめ、ビハール州農民評議会が多数を以てはじめてザミーンダーリ制廃止を決議したとき、サハジャーナンドはこの決議に基づく議長の責任をとることはできないと強硬に主張して、決議を撤回させていた。当時であっても、すでに無償廃止を支持する彼ではあったが、運動家としての慎重さがこの判断をうみだしたものと思われる。しかし、やがて運動自体が彼の判断を変えさせるところまで進んだのであろう。

ところで、1934年5月、全インド会議派社会党が成立した。この社会党のメンバーが1934年末頃、ビハール農民組合に入ったが、社会党は会議派と農民組合とのあるべき関係を提起するうえで極めて重要な役割を果たした。36年、J.P.ナラヤンがビハール州会議派への農民組合の組織加入を提案したとき、ラージェンドラ・プラサードは会議派が「すべての宗教・意見・階級を包括する機関」であり、セクト化を許すべきではないとしてこれを斥けている。

このような1930年代前半のビハール州農民組合運動の総括を提示しているのが36年に発表されたビハール州農民組合宣言である。⁽¹²⁾宣言は国民会議派が「インドの大衆の名において発言できる唯一の政治組織である」ことを認めつつも、「会議派の大衆的性格が意味をもつとすれば農民の問題がその綱領の中核を占めなければならない」としており、農民組合は農民の統一を意味するが、組合は農民を支持するだけでなく、小ザミーンダーリと農業労働者、即ち耕作によって生活するすべての者を支持するとして、基本的目標に(1)ザミーンダーリ制の廃止、(2)農業負債の棒引き、(3)農民をその保有地の所有者とする土地制度と妥当な生活水準で農民とその家族の生計を維持してゆける最小限の所得以上の所得者のみにたいする課税、(4)農業労働者にたいする有利な雇用を掲げ、当面の課題として、現物小作料の廃止、採算のとれない保有地の小作料免除、滞納額のキャンセルの他、小作料と灌漑費用を半額とすることを要求していた。かくして、反ザミーンダーリ闘争と民族闘争の有機的結合は1930年代後半の論争的課題としての意義を帯びてくる。

この点で、1936年における全インド農民組合の成立は画期的意義をもっている。⁽¹³⁾その成立をめぐる、これを急ぐN.G.ランガーなどのアーンドラの農民指導者と州段階の基礎強化を強調して尚早論に立つ会議派社会党のあいだに対立がみられた。しかし、1934年にすでに社会党の一部で全国的農民組織結成の動きがあったことにてらすとき、時期尚早論に立ったのはむしろビ

ハールの農民活動家であり、⁽¹⁴⁾国民会議派と大衆運動組織との有機的結合をめざす会議派社会党は州段階における農民運動の全国的調整をつけられぬままに、36年1月、メーラットにおける会議派社会党の会議の場所で農民組織代表者会議を開くことで全国的組織を掌握することをめざしたと思われる。

このような指導の側での対立はともかく、農民組合運動は国民会議派の動向を規定するかなりの力となっていた。36年4月、会議派ラクナウ大会は全国的農業綱領を作成するため州会議派委員会に夫々の州の農民の状態を調査して報告するよう指令した。これは全インド農民組合の「最初の勝利」といえるものである。⁽¹⁵⁾例えば、ビハールでは調査を通じてあらためて会議派指導者にも「中立を保とうとしても怒りを抑えきれない」ザミーンダールの農村支配の姿が焼付けられたのである。⁽¹⁶⁾同年8月、全インド農民委員会は基本的要求（ザミーンダーリ制をはじめとするすべての地主制の廃止と土地にかんする権利の農民への付与から、農業労働者及び5エーカー以下の土地をもつ農民に協同耕作を基礎とする土地を与えることなど4項目）と最低要求（地代・地税のすべての滞納の棒引きから、農民の武器携帯の権利にいたる37項目）からなる包括的な「農民の権利憲章」を採択し、インド史上はじめての統一的農民運動の綱領とした。しかし、会議派の農村調査は多くの州でサボタージュされ、ビハールにおいてもサハジャーンナンドは調査委員会をしめだされた。12月、会議派がはじめて農村においてひらいたファイズプルの大会はサハジャーンナンドらの訴えて州委員会に再び農村調査を促がすとともに、さしあたって地代・地税の実質的削減を含む穏健な「ファイズプル農業綱領」を採択した。

1936年はこのように会議派と農民運動との関係における分水嶺をなすものといえよう。すでに1934年、ガンディーは会議派指導から公式に「引退」し、不可触賤民向上運動や村落手工業の運動などのプログラムに専念するが、⁽¹⁷⁾30年代後半、ガンディー、会議派、会議派社会党、非合法下の共産党そして農民組合は自覚する農民にどのように訴え、その要求を組織するかを試されていた。ネルーを二度も議長に迎えた会議派は大衆運動の組織化と左翼戦線における統一への方向を基盤として反帝国主義運動の指導体としての組織・思想変革をつきつけられていた。その意味で、ファイズプル農業綱領は現状における会議派としてのぎりぎりの反応を示したものといえよう。しかし、当時、農民闘争は民族闘争への対立物としてではなく、それを媒介に反帝国主義闘争の質的変革への原動力を構成しうるものとして把握されるべき性質を担っていたのである。

「註」(1) Indian League Delegation: Condition of India, London, 1934 の序文。

なお、R.C. Majumdar: History of the Freedom Movement in India Vol.3, Calcutta, 1963, p.414f. には第二次非暴力抵抗運動の時期におけるイギリス権力のテロル支配についての代表団の詳細な調査記録が紹介されている。

(2) Swāmī Sahajānand Saraswatī: Mērā Jivan Sangarsha, Bihtā, 1952. p.321.

(3) 1930年代のインド農民運動ときりはなしがたいサハジャーンナンド(1889—1950)の生涯については稿を改めたいが、従来、彼の活動はインドで書かれたインド現代史の著作では不当に無視されてきたように思われる。

(4) S.S. Saraswatī, op. cit., p.347.

- (5) R.A.E. Williams: Bihar and Orissa in 1931—1932, Patna, 1933, p.20.
- (6) Anugraha Nārāyan Sinha: Mērē Sansmaran, Patnā, 1961, p.176.
- (7) S.S. Saraswati, op. cit., p.389.
- (8) Shri Rāmvrīksh Bēnipuri: Jayaprakāsh, Patnā, 1947(?), p.96.
- (9) *Congress Socialist* (以下C.S.と略す), Jan.22, 1938.
- (10) S.S. Saraswati, op. cit., p.408.
- (11) C.S., Jan.22, 1938.
- (12) C.S., July 25, 1936.
- (13) 古賀正則「インドの農民運動と土地改革—全インド農民組合の成立から土地改革法成立に至るまでの一」(『東洋文化』34号, 1963.)
- (14) S.S. Saraswati, op. cit., p.437.
- (15) ibid., p.469.
- (16) A.N. Sinha, op. cit., p.204.
- (17) D.D. Kosambi: Exasperating Essays, Poona, 1957, pp.7—8; 尚この点については中村平治「インドにおける現代インドの研究—方法論上の諸問題—」(『東洋文化』31号, 1961) 参照。

3 ビハール州会議派と農民組合運動

1937年、インド統治法(1935年)に基づく州議会選挙が行なわれた。この統治法は藩王国を含む連邦制と「州自治」制を骨格としており、会議派はこの州議会選挙には闘ったが、州政府を受諾すべきか否かの決定を選挙後にもちこし、結局これを受け入れた。しかし、この選挙と会議派州政府の成立は会議派と大衆運動との関係に地すべりの変化をもたらすこととなる。州議会選挙の選挙人は人口の12%、主として大・中ブルジョアジー、都市プチ・ブルジョアジー、地主と上層農民に限定されていた。⁽¹⁾すでに選挙運動の過程において、オリッサでは農民組合の宣言はそのまま州会議派によって受け入れられていたが、ケララ州会議派の選挙宣言のマラーヤラム語訳には会議派大会で採択された農業綱領は付帯されず、⁽²⁾ビハールでは会議派の農村調査報告はザミーンダールの立場を考慮して発表されなかった。実際、独立闘争による獄中経験もなく、ガンディーの奨励した手織綿布を身につけたこともないか、あるいは農民の酷使でその名を知られるザミーンダールやその同僚が、続々と州会議派の候補者リストに選ばれた。この結果、リストに不満だったサハジャーナンドはラージェンドラ・プラサードの懇請で辛うじて州の会議派運営委員会にとどまりはしたが、農民にたいしこのような会議派への支持を訴えるのに苦慮したと述べている。そして、サハジャーナンドは一度はこの道をたどることは不可避であったとしても、農民組合は独自の候補者をたてることはできなかったろうかと反省している。⁽³⁾一定の矛盾の存在を前提とする統一戦線とは何かが具体的な場で矛盾の醜悪面を露呈しつつ問われていたのである。会議派を真の統一戦線にする闘いは現状における会議派との統一戦線によって絶えず曇られる。それだけに、民族的組織の内部変革は、誰を主体とし、誰を構成要素として、どのような過程を経て達成しうるかという統一戦線論の深化が要請されていたといえるであろう。

会議派が州政府を受諾してのちの37年7月、全インド農民委員会は、会議派フェイズプル大会以来すべての議会外活動のプログラムが背景に斥けられ、主題が州政府の受諾条件をめぐる論争

にすりかえられており、「統治法を通じて統治法の打倒」のスローガンが大衆の注意を直接的な衆闘争からそらすものにすぎないと痛烈に会議派を批判した。そして、委員会は統治法の運営に幻想を抱きはしないが、会議派が統治法と闘うだけでなく、農民の状態の改善を約束した以上、会議派政府に、(1)すべての農業負債、地代・地税の滞納額のモラトリアム、(2)強制執行、追立て、譲渡の手続きの停止を要求し、農民及び農民組合にたいし会議派の動きに目を光らせることを求めている。⁽⁴⁾しかし、その批判的態度にも拘らず、農民組合が会議派の論理の土俵に立ち、会議派を見守ることに踏切ったのは、会議派との統一戦線の維持によって一定の成果を見込んだからであり、この点については会議派社会党の立場がかなり強く影響しているように思われる。

ビハールにおいては、選挙後の州政治会議がいちやくザミーンダーリ制の無償廃止を決議していたが、農民の組織された力は、37年7月20日に成立したビハール州会議派政府にたいする連鎖的な示威となってあらわれた。まず、8月10日には「政府成立デー」が各地の集会やデモの歓迎の嵐となり、同23日の州議会初日には傍聴席や廊下まで埋めつくした5万人のデモと請願書の提出、労働者のメーデーに比すべき9月1日の「農民デー」における各地の農民集会、11月26日の10万農民の州議会へのデモと波状的展開がみられた。こうした圧力を背景に農民の支持をつなぐために、会議派州下院議員61名は代表を州首相のもとに送り、農民の差迫った要求を盛りこんだ小作法修正案の提出を求めた。

他方、農民の結集とそれにたいする会議派の態度を知ったザミーンダールの側では、ダルバンガーのマハーラージャの指導のもとに州政府にたいする「不服従運動」を開始するとおどしたが、11月にいたり、ガヤ地区の百人のザミーンダールが有償のザミーンダーリ制廃止を請願したのは、⁽⁵⁾会議派を有利な交渉ルートへ引出す意図に発するものであったろう。小作法の提出を不可避とみたザミーンダールは農民の小作権の確保を怖れて、彼等の土地からの追立ての圧力を強めると共に、会議派の中央指導部、殊にマウラーナー・アーザードとバッラブハーイー・パテールの介入に期待をかけた。ザミーンダールは農民闘争を現状における会議派の枠内で処理しようとする会議派中央を利用したといえるが、逆にいえば、農民闘争の現実が州段階での会議派による解決を許していなかったともいえる。

わづか半年前にはフェイスプル農業綱領を傘に様々の空手形をも農民にまいた会議派はこのようにして州議会上院で多数を占めるザミーンダール代表との交渉に入ることとなった。その過程において州政府は農民に小作料支払いを促がし、交渉の全権委任を求めたが、これを契機として議会を取巻く民衆は「大衆」から「暴徒」へと彼等の眼に価値転換して映ることとなる。⁽⁶⁾さらに、この転換は会議派内にはねかえり、農民組合メンバーである会議派下院議員が議会の特別委員会に覚書を送っても党規律の名で抑圧され、彼等は修正動議のみならず公開の議会での発言も許されなくなる。⁽⁷⁾かくして、「全階級」の統一戦線としての会議派は農民とザミーンダールの調停者として「地主の正当な権利」を擁護しようとし、⁽⁸⁾「農民組織」としての会議派は農民代表として、ザミーンダールと交渉し、農民組合と対決するという双頭の論理を巧みに駆使して、

会議派は全体として組織内の急進派を沈黙させ、大衆との不断の回路の遮断によって内部的変革の契機を捨象する閉鎖的組織へと硬直化していく。一体、会議派の主張する如く1935年統治法が奴隷憲法として把握されるべき性質のものであり、しかも、選挙にファイズプル農業綱領を掲げる意義があったとすれば、奴隷憲法とファイズプル農業綱領の接点における緊張によって帝国主義支配の体系の本質を民衆にさらすことでしか彼等を納得させることはできなかったであろう。しかるに、会議派はザミーンダールが州上院で多数を占めている以上は彼等との妥協以外に道がないというその前段階における静止的論理に安んじたのである。ビハール会議派政府下で出版された公式の『ビハールにおける解放運動』の著者は、農民の大きな期待を「十分に意識し」、かつ「情勢のきびしい現実を考慮に入れ」、「最善を尽した」として政府に同情を示している。⁽⁹⁾しかし、ここでの会議派は交渉過程のなかに民衆の要求を不断に汲み上げる弾力性を伴うことなく、専ら中央会議派のアーザードとパテル、州会議派のプラサードの個人的手腕に期待することによって、実はザミーンダールの相対的交渉能力を高めるのに貢献していたのである。

1937年から38年にかけて、ビハール政府は一連の小作立法、即ち、

1. ビハール小作修正法 1937
2. チョーター・ナグプル小作修正法 1938
3. ビハール小作修正法 1938
4. チャンパーラン農業修正法 1938
5. ビハール・バカーシュトランド取戻し及び小作料滞納削限法 1938

を成立させ、政府スポークスマンはこれを「農民の権利のマグナ・カルタ」であると自讃した。⁽¹⁰⁾

これらの諸立法を通じて、小作法取立ての方法としてまえにのべたダーナーバンディーが廃止された他、現物小作料の配分法、即ちバターイーは、従来の地主 $1\frac{1}{2}\%$: 小作人 $\frac{1}{2}\%$ ないし半々から地主 $\frac{1}{2}\%$: 小作人 $1\frac{1}{2}\%$ と改められ、さらに1911年1月から1936年12月のあいだになされたすべての小作料値上げのキャンセル、1911年1月から1936年12月のあいだに支払い方法を転換したすべての小作料を価格下落に応じて引下げること、土壤が砂の堆積あるいは浸水または他の特別の原因によって衰えた場合の他、地主が自ら維持すべき灌漑整備を怠った場合の小作料の全面的あるいは部分的削限、主要食糧の平均地方価格に下落のあった場合の小作料の削減などが定められた。この結果、平均して現金小作料の削限は25%程度、支払い方法を転換した小作料の場合はルピー当たり6アンナ、即ち $\frac{1}{6}\%$ の削減と推定されている。

そして、ビハール農民運動の焦点となった、1929年恐慌後小作料の不払いの故にザミーンダールのバカーシュト・ランド⁽¹¹⁾となった土地の小作人への取戻しについては、会議派とザミーンダールとの妥協の結果、1929年1月から1937年12月のあいだに売られた土地に関して、ライーアット⁽¹²⁾が裁判所の土地査定額と法定費用の夫々50%を支払うことを条件として戻されることとなった。ただし、その付帯条件としてそのような土地について1938年3月22日、あるいは若干の場合には同年4月19日以前に第三者の小作人と正式の契約が結ばれている場合には戻らないし、ま

た、地主の直接耕作下にある場合一旦しその地主が年収5千ルピー以下で農業所得税を免除されている地主であること一にも戻らなかった。この条件が農民の土地取戻しに重大な制約を加えたばかりではない。通常、バカーシェット・ランドについての裁判所の価値計算は4年分の小作料と法廷費用となっている。これにたいし、土地取戻しの条件として農民組合指導者は法廷費用を含め1年分の小作料支払いに同意したが、州の蔵相は2年の小作料を提案し、「妥協」の結果は2年分の小作料、プラス法定費用の50%となり、後者が前者よりあまり低くない以上、4年間の小作料不払いの故に土地を失なった小作人は未払い小作料全額を支払ったときに土地を取戻すことができ、これが会議派政府の「救済」だ、と皮肉られる性質すら備えていたのである。⁽¹³⁾しかも、この裁判所査定額の50%は一括か5年の分割払いで支払わねばならず、最初の割賦額及びその年の小作料を支払ったときに、小作人は土地をはじめて手にしうるのであり、二年連続割賦額不払いの場合にはもう一度機会の与えられる最終年度を除いては土地は再びザミーンダールのものにかえる仕組みとなっていた。⁽¹⁴⁾

「農民の権利のマグナ・カルタ」も法律の条件を満たしうる豊かな農民にとってのみマグナ・カルタたりうる。しかも、ザミーンダールの90%が小作料受領書も発行せず、⁽¹⁵⁾農民が自己の小作権を法廷において立証することすら難かしい状況のもとでは、農民が会議派の指導をはなれ、農民組合の活動に期待をかける条件がうまれてくることになる。同時にそれは「民族戦線」と「階級戦線」との生きた結び目をめざす会議派社会党をも試験にさらすこととなる。言葉をかえれば、そこにインドにおける反帝国主義統一戦線の独自のあり方がきびしい形で差迫った課題として提起されてきたといえるのである。全インド農民組合第三回コミラ大会（1938年5月）ははじめて会議派の会場をはなれた大会であったが、ここで階級協調論にたいするはげしい糾弾がなされており、当時の会議派内左翼たる会議派社会党は農民組合が決して反会議派となつてはならぬことを強調するのに精一杯の努力を傾けたのである。ともあれ、社会党指導部は自覚する農民大衆の意識をふまえ、当面する現実の科学的分析のうえに立って統一戦線の条件を模索するという苦痛にみちた道をさぐるよりも、会議派右派の攻勢への対処のなかから統一戦線への解答をひきだすという受身の道を歩むのである。

「註」(1) V.V. Balabushevich and A.M. Dyakov: A Contemporary History of India, New Delhi, 1964, p.301.

(2) C.S., March 20, 1937.

(3) S.S. Saraswati, op. cit., p.482.

(4) C.S., July 24, 1937.

(5) C.S., Jan. 22, 1938.

(6) S.S. Saraswati, op. cit., p.489.

(7) C.S., Jan. 22, 1938.

(8) S.M. Wasi: Bihar in 1938—39, Patna, 1942, p.3.

(9) K.K. Datta: Freedom Movement in Bihar, Vol. 2, Patna, 1957, p.316.

(10) S.M. Wasi: Bihar in 1937—38, Patna, 1941, p.92.

(11) 第四章参照。

- (12) ビハール小作法の規定ではライーアットとは「自分自身、彼の家族のメンバー、または雇用せるサーバントにより、あるいはパートナーの援助により耕作の目的で土地を保有する権利を獲得した者」を意味し、「このような権利を獲得した者のための相続人」をも含むとある（第5条）。
(13) C.S., Jan. 22, 1938. (14) Bihar in 1937—38, p99.
(15) C.S., Aug. 6, 1938.
-

4 会議派ハリブラ大会の決議

法律は農民の権利を条文化することはできる。しかし、ザミーンダールの側で農民の権利への足がかりを掘りくずすとき、残された唯一の農民の道はサチャグラハ⁽¹⁾であった。1930年代後半のビハール農民運動はまえにのべたバカーシュト問題を中心に展開された。なかでも、バルヒヤー・タール（ムンゲール地区）の闘争は36年6月にはじまり、39年中頃まで続く長期闘争であったが、このような闘争は他のビハール各地でも広汎に開われ、農民や農民活動家は騎馬警察やザミーンダールの雇用人の襲撃を浴びる一方、いくつかの村ではザミーンダールやその手先が殺される事件もおきた。

サハジャーナンドは実際に運動にたづさわった者にだけ可能な簡潔な筆で、バルヒヤー・タールを例にとり、バカーシュト問題の発生をビハールの土地関係から次のように説明している。

「ビハールのザミーンダールの所有地にはジラート（シート）とバカーシュトの二つの形態がある。1885年（の小作法施行前…訳註）以前に土地が引続き12年ザミーンダールの耕作下にあった場合、それをジラートとよぶ。それは一定であり、増減しえない。しかし、上記ジラート以外でザミーンダールの所有として記録に書かれている土地がバカーシュトである。法律によれば引続き12年バカーシュト・ランドを耕やすライーアット（農民）は誰でもその占有権がえられる。そのような農民はまた一年でも耕やすバカーシュト・ランドについて占有権をえる。実際、農民の側になんらかの世襲的な土地、あるいは占有地がある場合には、彼の耕やす土地は占有地となる。村で12年間家族の継続的な耕作地のある者はバカーシュト・ランドを耕やすやいなやその占有権が彼にえられるのである。」

「この法律によればタール（バルヒヤー・タール…訳註）の農民の権利がうまれていた。しかし、彼等はそれを知らなかった。ザミーンダールの側では彼等が土地についてなんらの権利も主張しないようにはかった。ザミーンダールは農民が土地を耕やしているという証拠が殆ど残らないようにした。受領書や書類を書いて与えはしなかった。すべての事務は口頭でなされた。」

「ここにおいて、農民運動が農民を覚醒させ、彼等に自己の権利を理解させたとき、農民は自己の土地について権利を主張した。そこでザミーンダールは彼等の権利をはっきりと拒絶した。これが紛争の基礎にある。農民は訴訟に開うことはできなかった。紙の上の証拠が彼のもとにはなかったからである。その結果、我々の代表であるパンディット・カールヤナンダ・シャルマの意見によって彼等はサチャグラハ（直接闘争）をはじめた。」⁽²⁾

農民運動は権利のための自覚の闘いであり、ザミーンダールが農民の当然の法的権利を隠蔽す

るとき、農民が直接的に土地を占拠し、あるいは耕作か刈取りをおこなうことによって自分の土地であることを示す、これがサチャグラハの表現であらわされたのである。

しかしながら、このような独自のイニシアティブによる直接闘争は農民組合と会議派との関係を緊迫化させた。すでに36年にはビハール農民組合メンバーは州会議派委員会において250名中50名を擁し、パटना市及びパटना地区委員会だけを掌握していたが、37年にはガヤ、パटना、バーガルプル地区単位組織を支配し、⁽³⁾38年4月には、会議派社会党及び農民組合グループはガヤ市及びガヤ地区の両会議派委員会を支配し、J.P.ナラーヤンが後者の議長に選ばれるにいたっていた。このような農民組織の成長はインド各地において会議派地方組織との摩擦を不可避にしていた。当初、オリッサでおこった会議派と農民組合との関係をめぐる論争において、ウトッカル州会議派委員会は、37年6月、独立した農民組合の存在理由を再確認したが、これを受けた全インド農民委員会は7月、論争を各地におけるこれら会議派と農民組織の急速な発展の表現として歓迎し、民族革命はすべての階級の真に有機的な統一を要求しており、各地における摩擦は必然的なものであり、その解決は会議派への組織加入の承認にあるとした。⁽⁴⁾農民を会議派に加入させることをも同時に呼びかけたこの決議は論争を民族革命運動発展への必然的契機として把握している点で注目される。第一次非暴力抵抗運動の時期の1920年、会議派は中央から村落段階までのピラミッド型組織の確立を一応決めてはいたが、いまや、農民運動の前進のなかで民族的組織の民主的構成のあり方があらためて提出されていた。にも拘らず、会議派は矛盾を否定面としてとらえるか、あるいは、せいぜい自然成長的要素としてその意義を限定しようと努めている。

例えば、1937年メーデーに際して、ネルーはすべての会議派メンバーに農民組合との協力を求め、大衆組織の会議派への集団加入の漸次的実現に賛成している。⁽⁵⁾漸次的実現とは「外の圧力」による実現ではなく、変化を求める労働者・農民のメンバーを会議派がまず多数かかえることを前提としている。さらにネルーは会議派地方組織について「会議派そのものが主として農民組織であるところでは、独立した農民組織と同様のものは組織として効果的に機能しないであろう。もっとも、後者は時には農民の不満のはけ口を提供しはするであろう。会議派と農民との接触の弱いところでは農民組織は一層発展するであろう」と予測している。農民組織の成長の必然性を語り、会議派メンバーに大量に農民組織への参加をすすめる、両組織の友好を説くネルーのこの発言は会議派が農民を覚醒させたこと、農民組織がたとい組織上ではなくとも会議派の一翼となるという期待には言及しても、矛盾を発展への契機としてとらえるのではなく、相互浸透による成長に望みをかけているのである。外部組織が会議派よりも強力であるならば加入の必要があるかと反問するネルーは、現在の会議派指導のもとにできるだけ摩擦少なく、労働者・農民層を吸収することによって会議派組織を強化することを第一義的課題としていたのであり、そこに1930年代におけるネルーの歴史的選択があったといえる。

このネルー発言がともかく1930年代の民族指導者の苦悩を表現しているのとは対照的に、会議派社会党の指導者 M.R.マサーニは民族独立のために複数の階級を含んだ組織である会議派とセ

クシヨナルな組織で農民の経済状態の改善をめざす農民組合との機能の相違が認識されていない点に問題のすべてを還元している。⁽⁶⁾この単純化した論理が注意をひくのは、反共主義者マサーニ個人の意見開陳の興味以上に、民族指導者の苦悩からも、そして大衆運動指導者の緊張からも自由な「社会主義者」を指導者として戴くことをゆるす会議派社会党の体質を象徴的にのぞかせているからである。

問題は会議派が農民の意識と運動の前進を内部に受けとめることができず、逆に会議派の枠を逸脱する動きを「反党活動」として切捨てていく過程の急速な進行にこそあった。即ち、37年2月、ビハール州チャンパーラン地区会議派委員会は州農民組合理長であり、しかも州会議派運営委員会のメンバーでもあるサハジャーナンドの同地区への旅行を禁じ、会議派メンバーがこの旅行に加わることをも禁じた。その後、サーラン地区会議派委員会が同様の措置をとり、追って、ムンゲール地区会議派は会議派メンバーの農民組合活動への参加すら禁止するにいたった。チャンパーランといえば、第一次世界大戦中、ガンディーがあい栽培の小作人の闘争を指導し、彼の農民にたいする思想の原型を形成するのに貢献した地であるが、ガンディー主義者達はチャンパーラン農民の当面する現実の要請によってではなく、ガンディーの農民指導の過去に現実の課題を埋没させることによってこの地における農民組合設立を阻もうとした。そうした妨害にたいする抵抗のなかで自分の農地の豆をぬいて集会の場所として使ってほしいという農民もあらわれたサハジャーナンドの旅行の過程で、チャンパーランにも農民組合が創設されたのである。これらの地区会議派組織の動きを総決算した37年12月のビハール州会議派委員会決議は農民組合活動を会議派の信条たるアヒムサ（非暴力）への攻撃、民族闘争への障害として断定し、会議派メンバーのこのような活動への活潑な参加のみならず、消極的結びつきもまた不適当であるとあらためて確認した。⁽⁷⁾この歴史的な決定について会議派の代弁紙たる地方紙『サーチライト』は「会議派メンバーは選択しなければならない。分裂した忠誠はもはや無益である」とのべ、ザミーンダールの立場に立つ『インディアン・ネーション』紙も「きびしい現実をついに評価するにいたった会議派指導者を祝福」して、決議を会議派と農民組合との訣別としてとらえ、両者はここで完全に握手している。⁽⁸⁾論争がチャンパーランに端を発し、「障害」の除去が非暴力の名において語られていることは、ガンディーの会議派直接指導からの「引退」と全インド農民組合成立の段階、即ち1930年代後半において、ガンディー主義が農民運動に対決するものとして会議派によって把握され、利用されはじめていることを示しているといえよう。

ここにいたって、会議派にたいする農民の不信が農民組合員にたいする不信に通ずることを危惧するとともに、農民組合が会議派から独立することによって会議派が弱体化することを怖れるサハジャーナンドの苦悶⁽⁹⁾は、会議派の一方的裁断によって解答を与えられた。他方、ビハール農民組合評議会は州会議派決議を、会議派の綱領の一環をなす大衆闘争と議会外活動の抹殺であると批判し、一部のものに暴力の雰囲気ととられるものは、実は農民が自分の政府をもっていると感じてこそその大胆さであり、圧迫への抵抗なのであると反論している。⁽¹⁰⁾即ち、この段階にお

いて、農民組合は反帝国主義組織としての会議派に期待こそすれ、見切りをつけていない。しかし、会議派を真の反帝国主義統一戦線とする闘いにおける農民の主体的役割は、会議派によってまず否定され、次いで、会議派即ち農民組織であるという上からの押しつけ論理によって集団加入論への道がふさがれたのである。ビハール会議派にたいする全インド労働組合会議の批判や、38年1月23日の全国的な「ビハール農民デー」の大衆的抗議を排し、また、会議派左派の指導者の一人、議長スバス・チャンドラ・ボースの集団加入制が将来検討されねばならないという示唆をよそに、1938年2月の会議派ハリプラ大会は農民組合にかんするその立場を明らかにし、会議派そのものが主として農民組織であり、「すべての会議派メンバーの任務はインドのあらゆる村に会議派組織を普及するために活動し、いかなる形でもこの組織を弱めないことにある。農民が農民組合を組織する権利を十分に認めるものであるが、会議派はその基本原則と相容れないいかなる活動とも連携できないし、農民組合のメンバーとして会議派の原則と政策とに敵対する雰囲気を出発することを助長する会議派メンバーのいかなる活動をも承認しない」⁽¹¹⁾と決議した。この決議は会議派の農民組織への公式の訣別宣言であり、39年3月の会議派トリプラ大会前後におけるボースを会議派議長の座から引きずりおろした指導部段階での画策に通ずる上からの強引な「統一」への再編成の措置である。このような条件のもとでは、会議派社会党指導部は会議派との統一のスローガンを大衆運動の次元での生き生きとした問題意識によって貫きつつ検証し続けない限り、党の活動の著しい矮小化を促進する役割を果たすこととなる。

一方、会議派の協力を否定されたビハール州農民組合は、38年12月にいたり、バカーシュト闘争についての従来の個人的指導の段階をこえて、組織として平和的サチャグラハを指導することを決定した。会議派が統治法の枠内に会議派の「信条」「基本原則」をとじこめるとき、農民組合はその形骸化した「信条」「基本原則」を運動のなかにひきだして検出しようとしていた。なかでも、ヤドウナンダン・シャルマの指導のもとに闘われたガヤ地区レオラーの農民闘争は当時の運動の頂点を示している。

1939年4月、ガヤで開かれた全インド農民組合第四回大会はビハール州にひろがるバカーシュト闘争を背景に、会議派の組織内左翼勢力への切崩しの着々たる蓄積のなかで開かれ、会議派社会党にとっては大衆運動指導の試練の時といえるものである。この大会において、スワミー・サハジャーナンドやベンガルの急進派が会議派との断絶を主張したのもこのような緊迫感を伝えている。しかし、結局、この大会を制したのは会議派社会党のJ.P. ナーラーヤンとアーチャーリヤ・ナレンドラ・デーワなどの穏健派であった。デーワは議長演説において農民組合と会議派地方組織との協力、会議派との相互補完性を説き、農民は反帝国主義組織としての会議派を愛し、自分の組織としてみなすよう教えられねばならぬと訴えている。ここでは目覚めた農民が会議派の体質をどのように内部から変えていくべきかという形で議論を組立ててはいない。さらに、彼は農民組合に全農民を組織すべきであるとし、ロマンティックな観念にひきずられて農村におけるもっとも搾取されている階級である農業労働者と半プロレタリアートを第一に組織しよ

うとするに急で、小農、中農及び、小農となんら変ることのない小所得の地主からなる巨大な被搾取大衆を忘れてはならないと警告している。彼によれば農民自身がわづかな土地で質素な生計すら営めない以上、農民の状態が改善され、土地の生産力が増大したときにはじめて一層多くの賃金を農業労働者に支払うことができる。勿論、農業労働者は、富農や地主にたいしてより多くの賃金を要求できるが、現段階においては農民大衆との階級的連帯を承認し、決して農民運動に無関心あるいは敵対的であってはならないと結論している。⁽¹²⁾彼の目ざす運動の主体は小農と中農に置かれているとみられるが、その彼は同じ演説の別の箇所において「農民主義」を批判し、農民土地所有者の民主主義を意味する農村民民主義をプログラムとする農民主義は、非科学的な「中農の見方」であるときめつけている。おそらく、この「農民主義」者とはサハジャーナンドなどビハール農民活動家をさしているものと思われる。たしかに、彼等の側に明確な農村の階級分析が欠けていたことは否めないが、同時にその「農民」という表現のなかに統治法と州会議派政府の諸立法とは救いえない広汎な層を現実には包含していたことも否定できない。そしてまた、そのように複雑な要素と可能性とを含んだ農民闘争の現実を身をひたすことによってその性格を見極め、反帝国主義組織としての会議派とのあくまで具体的な接続のあり方を追求する点にこそ会議派社会党の独自の存在理由が問われていたといえるのであるが、農民組合の階級的構成や農民組合と会議派地方組織との関係という核心にふれた大会も、会議派との統一戦線への固定的依拠の故に、統一への現実認識を甘くし、その結果、すでにのべたように農民活動家の十分な養成ののちに全国農民組織の結成を計画する慎重論に立ち、サハジャーナンドのいう不可避的な統一戦線の苦痛を経て反会議派的発想へと到達したビハール農民闘争の提起を到達点の所で切離すことによって、統一戦線論の発展への生きた素材をみがくことはできなかった。

しかし、この大会では、会議派、藩王国人民、農民及び労働者組織、一般民衆からなる統一戦線による完全な民族独立の達成が呼びかけられ、社会党の解説者によれば「政治的にみて、ガヤは会議派との統一戦線の勝利」⁽¹³⁾即ち、会議派社会党路線の勝利として論評されている。だが、この「勝利」をあざ笑うかのように39年6月のボンベイにおける全インド会議派委員会は、州会議派委員会の許可なしに会議派メンバーがサチャグラハをはじめたことを禁止した。この決議を提出した右派のパテールは、州会議派政府成立以来、人々はいかなる当事者にも邪魔をせずに、あるいは州会議派政府とその大臣に迷惑を及ぼすことなく活動する方法を知らないと非難した。⁽¹⁴⁾民衆は黙って州政府のスムーズな仕事ぶりを眺めることを期待されているにすぎず、会議派の大衆性とは会議派と大衆との可逆的交流のなかで不断に試されるものとしてはもはやとらえられていない。この決議にたいし、ボースは労働者・農民運動への規制としてこれを批判し、サハジャーナンドは収穫物を略奪するためにザミーンダールの送る与太者共を前にして、州会議派の許可を待たねばならないのかと反論した。ガヤにおける全インド農民組合大会の立役者デーワとナーラーヤンもまた抗議せざるをえなかったこの決議は、規範的意味をもつハリプラ決議を具体的手続きで裏付けることによって会議派と農民との回路を遮断したのである。

特に、ビハールにおいては当時、再び農民サチャグラハが活潑化する気配をみせ、ビハール州農民組合書記 A.P. シンハは会議派決議を守って、バカーシュト・サチャグラハを止めるわけにはいかないと抗議した。⁽¹⁵⁾

この1939年半ばの時点に立つとき、すでに左翼戦線には大きな足並みの乱れが生まれていた。即ち、会議派社会党内部でも、非合法下において社会党内で活動している共産党との関係が悪化の一路をたどり、また、社会党は会議派議長の椅子を追われながらも会議派右派との対決をめざすボース並びに前衛ブロックとも対立した。そしてまた、反会議派的姿勢の故にその前衛ブロックと農民組合とは接近しはじめていた。そのような四面楚歌の状況において会議派社会党は会議派との統一戦線にあくまで賭けることによってますます運動体としての独自の機能にひびが入っていった。左翼戦線は彼等の側にも重大な矛盾があり、それを媒介にしていたとはいえ、会議派右派の仕組んだ一連の劇によって鋭くきりこまれていたのである。

これとは逆に、第二次世界大戦の勃発は会議派を再び独立交渉の当事者として脚光を浴びさせた。イギリスの戦争目的がインド独立と関係なしと判断した会議派は州政府辞職を以て抗議の表現とした。それは対英関係の緊張を示してはいたが、同時に、農業政策展開の責任を解除することによって専ら反帝国主義組織たる会議派のイメージが大寫しにされる過程としてもあらわれた。この過程において、ガンディーが再び会議派の指導に迎え入れられたが、会議派はその映像を大衆の眼に焼付けるために「大衆指導者」ガンディーに焦点を合わせようと努めた。

そのうに、帝国主義権力の弾圧は容赦なく、J.P. ナーラーヤンは40年3月の会議派ラームガル大会を前にして投獄され、サハジャーナンドも同年4月に逮捕され、労働者・農民運動にたいする弾圧はいまや「州自治」を顧慮することなくすすめられた。

この結果、1939年には40万人の組合員をかかえた⁽¹⁶⁾ビハール農民組合運動にもきびしい転期がおとずれる。

ところで、会議派が農民運動に訣別する過程は、会議派の組織と活動にどのような変化をもたらしたのであろうか。まえにもあげたビハール会議派の指導者、アヌグラハ・ナーラーヤン・シンハは農民運動がビハールの行政上の環境に害毒をまき、会議派政府にたいする敵対の気分を大規模に醸成したと非難しながらも、当時の州会議派の雰囲気次のように描きだしている。⁽¹⁷⁾

「会議派活動家にみられる活動への意欲の乏しさと地位への貪欲さが会議派の力を弱くしていた。二、三の所ではこの悪弊を免がれ、会議派の力はゆるぎなかった。州会議派委員会はある意味でただ自分の事務所だけを握っているという失望すべき結果があらわれはじめていた。州の政治に公然と参加して一心に励むのは彼等にとって負担の重すぎると思われはじめた。州会議派運営委員会でも二、三の派閥がうまれた。相互の批判と反批判のほかには彼等にこれといって別の仕事はないように思われた。」

他方、ビハール会議派政府のもとでガヤ地区治安判事をつとめるイギリス人行政官ハードマンは、激化する農民闘争のなかで名前の知られた農民活動家を逮捕することにより会議派の不人気

を助長する政策の採用を提案して、村落内の活動家の逮捕にとどめようとする州政府と対立した。⁽¹⁸⁾イギリスは1935年統治法を敷くことによって、会議派と農民大衆との分離に一定の成果をおさめたが、これは会議派創設以来のイギリスの不変の方針の延長であるにすぎない。

「統治法を通じて統治法の打倒」という一見動的な運動論の存在を予測させる政策も、「幻想をもたない」農民との回路の断絶の上には成立しえず、逆にその断絶は閉鎖的な組織の内部の腐敗を醗酵させることになった。

「註」(1) 「サチャグラハ」(真理の把持)はガンディーによって用いられた表現であるが、農民運動の側では彼等なりに意味を組替えている。

(2) S.S. Saraswati, op. cit., pp.512—13.

(3) C.S., Jan. 22, 1938.

(4) C.S., July 24, 1937.

(5) N.G. Ranga: A Kisan Speaks, p.19f.

(6) C.S., Dec. 11, 1937.

(7) K.K. Datta, op. cit., pp.317—18.

(8) C.S., Jan. 15, 1938.

(9) S.S. Saraswati, op. cit., pp.507—508.

(10) C.S., Dec. 25, 1937.

(11) 全文については前掲古賀論文参照。

(12) Acharya Narendra Deva: Socialism and the National Revolution, Bombay, 1946, p.33f.

(13) C.S., April 23, 1939.

(14) *The Hindu*, June 27, 1939.

(15) *ibid.*, June 29, 1939.

(16) C.S., April 2, 1939.

(17) A.N. Sinha, op. cit., p.276.

(18) *ibid.*, p.233.

5 む す び

インド独立後の土地改革の問題点を指摘したアメリカ人の土地改革専門家ラデジンスキーの報告(1964)は、ビハール州シャーハーバード地区において農民が土地を耕作しているという書面をもたないために地主及び政府にたいして土地の権利を主張しえない事実をあげている。⁽¹⁾あたかも、農民運動が自らの力でうみだした農民の組織とサチャグラハの思想の有効性を独立後のインド史に問うているかのようである。第二次世界大戦中、インド共産党は1941年6月の独ソ戦開始後の戦争の性格を反ファシズム人民戦争として規定し、イギリスと協力したことを以て反民族的・反人民的勢力の烙印を押された。しかし、批判した会議派自身の側においてもすでにみた通り1930年代後半、農民との関係において分岐点に立っていたのであり、その時点での選択は、ガンディーの呼びかけに応じて農民がひろく参加したとしてその民族的・人民的性格を会議派が高く評価する1942年の反英「インドを立ち去れ」闘争の内容にも深い影をおとしているばかりでなく、その後のインド史の流れを鋭く規定することとなった。

一般に、インドの外交政策の起源をたどるとき、専ら1930年代のネルーの発言や会議派の政策が指摘される。だが、さらに問題をインド民衆の国際関係への対応においてとらえるならば、1929年の世界恐慌をインド農民がどのように受けとめ、解決しようとしたかはそのまま帝国主義体制へのインドの抵抗の表現であるとともに恐慌のファシズム的解決の仕方への対決なのであり、併せて、対外政策決定過程に果しうる民衆の役割にかんして会議派への鋭い批判を提供していたのである。1930年代におけるヨーロッパとアジアのファシズム体制とその侵略にたいする抵抗へのインド民衆の連帯は、会議派の歴史によっておおいつくしうとは言い難い。

1930年代の農民運動は、ガンディーの直接指導の段階における会議派の民族的・大衆的性格の内容を世界恐慌の衝撃下の反ザミンダール闘争のなかで検証し、複雑な要素をかかえる農民組合指導をも含む民族指導者に歴史的選択を迫った。1930年代はその選択において独立インドの当面する課題に接続するとともに、その課題の解決の仕方にかかわる問題をも提起しているといわなければならない。

「註」(1) Ladejinsky Report—II, Tenurial Condition and the Package Programme, *Mainstream*, March 20, 1965.

(1967.9.27)